

議案第 1 2 号

瑞穂町交通安全推進協議会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 3 月 2 日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

(提案理由)

瑞穂町交通安全推進協議会委員の費用弁償の額を改定するため、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町交通安全推進協議会条例の一部を改正する条例

瑞穂町交通安全推進協議会条例（昭和 4 8 年条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 号中「1, 2 0 0 円」を「1, 5 0 0 円」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

瑞穂町交通安全推進協議会条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条から第4条 略 (費用弁償) 第5条 略 (1) 略 (2)交通指導等の場合 1回につき<u>1,500円</u> 第6条及び第7条 略</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u> この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p>	<p>第1条から第4条 略 (費用弁償) 第5条 略 (1) 略 (2)交通指導等の場合 1回につき<u>1,200円</u> 第6条及び第7条 略</p>